

6. 3. 31
2194



普救第七一三番

昭和六年二月二十七日

普視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
社 會 局 長 官 殿
各 縣 知 事 長 官 殿 (八縣各一名)

芝浦製作所東京工場ノ普働第貳ニ関スル件 第八報

要旨

- (1) 二十三日此所集會約五百名 工場出勤二百十二名
- (2) 二十四日 今 右約五百名 今 右二百八十九名
- (3) 二十五日 今 右約四百名 今 右三百六十八名
- (4) 普働圖ニ切前防止具他ノ方策ヲ講ス
- (5) 會社切前ニ警ノ出動漸増ス
- (6) 二十四五兩日之沙シシルモ僅マラス

可移轉分即時考査

二 自弁工失會務負担ノ下

全 案認ニ難シ

三 帰休制度ノ即リ撤廢

全 全

一三 二傷ニ具者ノ生活ヲ終身保証ス

全 全

一四 單便位下跪社友社

全 相席ノ地位ヲ單便ノ引下ケテ

一五 年俸中ノ日給ニ全額支給セヨ

全 考場ニ難シ

一六 衛生設備ノ整備

全 従来迄ノ衛生設備ハ

一七 休暇ノ規定復興

全 四年ニ難シ

以上